

札幌市告示第 30 号

札幌農業振興地域整備計画（昭和 49 年 11 月 8 日告示第 870 号）の一部を下記のとおり変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項の規定により準用する第 12 条第 1 項の規定により公告する。

なお、変更後の札幌農業振興地域整備計画書及び関係図面は札幌市経済観光局農政部農政課（7 階南側）において縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 5 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 農用地区域の用途区分の変更

農業用倉庫の建築のため、農用地区域の用途区分を農地から農業用施設用地に変更する。

・札幌市北区篠路町拓北 246 番の内 (396 m²)